

令和5年第1回砂川市議会定例会
第2予算審査特別委員会

令和5年3月10日（金曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第13号 砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について

議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 令和5年度砂川市一般会計予算

議案第8号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 令和5年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第10号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 令和5年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 令和5年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

○出席委員（11名）

委員長	辻	勲	君	副委員長	中	道	博	武	君
委員	増	井	浩	一	君	委員	多	比	良
	佐	々	木	政	幸	君	武	田	真
	増	山	裕	司	君		飯	澤	明
	沢	田	広	志	君		北	谷	文
	小	黒	弘	君			夫	君	

（議長 水島美喜子）

○欠席委員（0名）

○ 第2予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡雅文
教育長	高橋久
砂川市監査委員	栗井

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	湯浅克己
総務部長	井上守
兼会計管理	
総務部審議監	安原雄二
兼DX推進課	
総務課長	板垣喬史
総務課副審議監	齊藤武憲
市長公室課長	小島久
政策調整課長	堀田一茂
会計課長	河原希之
市民部長	伊藤修一
市民生活課長	江末孝之
税務課長	安田貢
保健福祉部長	三橋真樹
社会福祉課長	
兼子ども通園センター所長	
介護福祉課長	岡佐康裕
ふれあいセンター所長	
経済部長	中東正人
経済部審議監	
商工労働観光課長	奥山喜也
商工労働観光課副審議監	櫻田勉
農政課長	野田樹
開発推進課長	畠山秀史
建設部長	近藤恭博
土木課長	金泉敏一
土木課副審議監	岩崎賢隆
建築住宅課長	斉藤史博
病院事務局長	朝日紀博
兼附属看護専門学校事務管理者	
病院事務局次長	
兼医師診療支援室副審議監	山田基
兼附属看護専門学校副審議監	

病院事務局審議監 兼経営企画課長	渋谷和彦
管理課長	為国泰朗
管理課技術長	大内文雄
管理課副審議監	和田忠成
医事課長	倉島久徳
地域医療連携課長 兼訪問看護ステーション副審議監 兼がん相談支援センター副センター長	堀下直樹
教育研修センター副センター長	森田康晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教育次長 兼学務課長 兼学校給食センター所長	峯田和興
指導参事	小林晃彦
教育委員会技監	徳永敏宏
学校再編課長	作田哲也
社会教育課長	安武浩美
スポーツ振興課長	佐々木純人
公民館長 兼図書館長	谷口昭博

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局長	山形讓
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	井上守
選挙管理委員会事務局次長	板垣喬博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長	中村一久
農業委員会事務局次長	野田勉

7. 本委員会の事務に従事する者

事務局長	為国修一
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	斉藤亜希子
事務局係長	野荒邦広

開会 午前10時52分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから第2予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

第2予算審査特別委員長には辻勲委員、同副委員長には中道博武委員を指名いたします。

休憩 午前10時52分

〔委員長 辻 勲君 着席〕

再開 午前10時53分

○委員長 辻 勲君 本日の会議に遅参の報告があつた委員は、増井浩一委員です。

◎開議宣告

○委員長 辻 勲君 直ちに議事に入ります。

○委員長 辻 勲君 本委員会に付託されました議案第13号 砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について、議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号

令和5年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和5年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和5年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和5年度砂川市病院事業会計予算の12件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて債務負担行為、地方債及び歳入の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第13号 砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 14号、審査会条例について3点ほど伺いたいと思うのですが、まず第9条2項、3ページ、審査請求人または参加人は補佐人と共に出席することができるとされていますけれども、その補佐人というのはどういう資格を持っている方なのか具体的に伺いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 第9条2項の補佐人についてなのでありますが、補佐人について特に資格というのは定めてはおりません。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 ただ、誰でもいいというわけではないと思うのですが、しかもその補佐人と共に出席したいということであれば許可等が必要だと思うのですが、その辺の事務回りの事務的な部分はどうなっているのか伺いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 委員おっしゃられるように、誰でもいいということはありません。例えば不服申立てををした場合に関係人ですとか、そこに関係される方が何名かいらっしゃるかと思います。そういう事案に関係される方ということで、審査会で判断された方ということになるかと思います。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、事案に関係する人だけというイメージなのか、それとも例えば行政不服審査法でも似たような規定があって、それも補佐人という同じような項目

があるのですけれども、例えば弁護士等の代理人等を想定されている部分もあるのかと思ったのですけれども、市としてはその辺は想定されていないということなのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 代理人等の関係なのですけれども、弁護士等の補佐人として参加を希望される場合は当然認めることになると思います。

〔「聞こえない」との声あり〕

補佐人として弁護士の方が参加をされることを希望される場合には、審査会としても認めることになると思います。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 その範囲なのですが、弁護士はいいけれども、例えば司法書士さんとか行政書士さんとかいろいろいると思うのですけれども、あくまでもそこは弁護士さんだけに絞られているのか、その辺の範囲の部分といいますか、それはあくまでも出頭することができる、審査会におけるその許可はするとは思うのです、恐らく。私は出頭したいのだということであれば、許可申請なり手続があると思うのですが、それは弁護士だからいい、例えば司法書士さんなら駄目ですと、その辺は審査会における裁量の部分なのかどうかという確認をしたいと思うのですけれども。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 補佐人の関係なのですけれども、弁護士のみを想定しているわけではございませんで、審査の内容に応じまして司法書士の方も認める場合もあろうかと思えます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 例えば行政不服審査法であれば、行政書士さんが出てくるという事例もあろうかと思うのですけれども、その辺のところの細かな事務的な部分というのは全く固まっていないから、そういうことになっているのか、それとも今後そういった部分についてももう少し具体的に固めていくので、現段階ではそこまで詰めていないということなのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 情報公開、個人情報保護に関しましては、様々な事例が想定されると思います。詳細な部分につきましては、まだ決めていない部分もあるのですけれども、実際制度が開始される前にはそのようなことも決めていきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 私がこれを聞いた理由の一つは、実は行政不服審査法に係る市の条例等いろいろあると思うのです。既に行政不服審査法は制定から相当数たって運用されていると思うのですけれども、そこにおける補佐人と今般の審査会における補佐人は恐らくそう

違わないと私は思っているのです。ですから、これまで既にそういうものを運用しているわけですから、その辺の定義というか、解釈はもう既に私は固まっているのかと思ったのですけれども、その辺既存の行政不服審査法における補佐人と今般制定する条例における補佐人の定義というのが市においてはどういうことなのかということを確認したかったのです。その辺行政不服審査法における補佐人と今般の条例の補佐人について市としてどのように定義づけているのか、改めて伺いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 行政不服審査法が大幅に改正されまして、市としては行政不服審査会条例を持っております。その中で補佐人ということも規定をしているのですけれども、制度が始まって以降、案件はいまだ介在した実績はございません。そこまでの詳細については、実際まだ明確な定義はしていないところでありますので、これを機に情報公開・個人情報保護審査会条例との整合性を図っていきたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 それから、2点目なのですけれども、11条1項、2項、4ページ、第三者の利益を害するおそれが認められ、理由があるときと第三者が何回も出てくるのですけれども、現行の情報公開条例ですか、砂川市の情報公開条例における12条にも公文書の公開請求、第三者の意見書の提出する機会とほぼ同一の規定等があるのです。砂川市情報公開条例における第三者と新しく制定する条例の11条における第三者の範囲は、同じかどうかという確認をしたいのですけれども、それはどうかをまず伺いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 第三者の運用なのですけれども、情報公開、個人情報、どちらも第三者の範囲は同一と考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 率直に条文を私が読むと、公開条例における第三者の範囲のほうが今般の審査会条例における第三者の範囲と比べて広いと思っております。これは、あくまでも公開条例における第三者は公文書全般における第三者であって、今般の審査会条例における第三者は限定的な部分なのか、私は同一ではないと解釈したのですけれども、この辺市ではあくまでも公開条例における第三者と新しく制定する審査会条例における第三者は同一と解釈しているということで改めて理解していいのかを確認したいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 先ほどお答えしました答弁の繰り返しになるのですけれども、今回審査会条例を制定するに当たりまして情報公開条例の解釈と審査会条例の解釈を同一のものとして今後運用していきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 次に、3点目なのですけれども、審査会委員の職務といたしますか、旧条

例に比べていろいろ責任等重たくなったと思うのですが、現段階で前の人たちが引き続き今回経過措置でやると思うのですけれども、審査委員の大体構成とか、あるいは資格等どのようになっているのか伺いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 現行審査会は、今5名の方をお願いをしているところなのですけれども、1人は元大学教授、もう一人は元教育委員、もう一人は元市議会議員の方、残りの2人は元市の職員となっております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 この委員さんたちは、例えば公募とか、そういうことは想定されていないということよろしいでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 委員さんのおっしゃるとおりでよろしいかと思ます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今回これは新しい条例になるので、前から避難行動要支援者の名簿は作っていると思うのですけれども、条例を制定することになったま理由をお伺いします。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例についてでございますが、避難行動要支援者名簿、これにつきましては災害対策基本法が平成25年度に改正され、名簿作成が市町村に義務づけられております。その中で避難行動要支援者名簿を外部へ提供する等についても同じく災害対策基本法で規定されているのですが、これまでは個人情報の提供、外部へ提供することについては本人の同意を必要としているのですけれども、条例に特別の定めがある場合には外部へ提供することができると同じく災

害対策基本法に定めております。砂川市では、個人情報保護条例に基づき個人情報審査会へ諮問して、そこで公益上の必要があると答申をいただき、外部へ提供するという対応をしたところであります。今般個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護審査会で外部へ提供するという判断をすることが認められなくなりました。法律改正によりその条項がなくなりましたので、全国共通のルールで個々の市町村の判断ではなく国で判断するということが個人情報保護条例ではなく、そちらの対応ではなく、災害対策基本法に基づき新たに条例で特別に定めるということで今回対応しようと考えているところであります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ということは、避難行動要支援者の条件等は以前と変わらないということなのかどうか確認をします。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 避難行動要支援者の条件が変わらないのかどうかというご質問ですけれども、これまでどおり変わらないで対象者を出しているところであります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 せっかくなので、今現在で要支援の方々は何人ぐらいいるものなのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 人数は560人、対象としているところであります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この名簿を提供する相手というのも今までと変わらないということなのですか。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 同じく変わらないでこれまで同様の対応をしていくと考えているところであります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 変わらないとなると、自衛隊、北海道警察、民生児童委員など地域の避難支援関係者に対しということですね、きっと。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 災害が起こったときには、警察、消防、自衛隊など、地域の方々や地域防災計画では定めております。平常時に関しては、現在のところ消防機関に名簿を提供すると定めて対応しております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 条例をつくるということになると、今までよりはもう少ししっかりとやっていないといけないのかと、改めて条例ということですから。それで、現にもし何か、

例えば時間的ゆとりがない直下型の地震でも何でもいいのですけれども、560人もの人たちを一気に避難させるなんていうことは今現在できるのですか。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 直下型の地震が起き、全市的に被害が及ぶようなときには560人が避難できるのかということですが、現状の体制を正直に申し上げますと、どのように避難するのかというのは、全員を助けられればいいのですけれども、そのときの状況もあります。地域ごとによって建物が倒壊しているかどうか、道路が損壊しているかどうかということも違うので、一概には答えられませんけれども、基本的には助けるほうにいきますけれども、その場合には避難行動要支援者だけではなく一般の方もかなり避難するということが予想されます。基本的には全員を助けるほうにいきたいのですが、いろいろな人の手を借りなければそれは達成できないと考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そこで、今回条例をつくって名簿を提供する、名簿がなかったら手伝いようもないわけです。誰がどうなのかと。例えば町内会が何か協力しようとしたときに、町内会で名簿がなかったら、どの家がどうなのかということとは全く分からない状態になってしまうわけで、今の体制では例えば公的な機関、市の職員だけで五百何十人を一気に避難させることができるのかということになると、なかなか難しいのではないかと思いますけれども、その現実と条例と、それから他に支援団体というものをどう考えていくのかというのは一対だと思っております。ただ条例だけできて名簿が提供できますよということではいいということではないと思っておりますけれども、その辺は今後私たちが安心してこの砂川で暮らしていけるような状況なのかどうかお伺いします。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 災害時の体制につきましては、市民に安全、安心ということで常日頃対応をしております。実際災害の規模にもよりますので、大きな災害には今ご指摘のとおり多くの人の手を借りなければいけない、市の職員、消防機関だけでは全員を助けられないかということも可能性もありますけれども、常にその状況に応じてどこを最優先で助ければいいのか、どういうことで助ければいいのかということについてはそういう体制を取っております。地域の人の手を借りなければいけないということで条例上はできています。これからいろいろな人の手を借りなければいけないということで条例を制定することで、体制づくりについてはこれからもよりよい体制をつくっていきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 条例制定をしてそう呼びかけるのであれば、そのひな形でもできていないと、ただ単純に条例をつくってやっていますよということに終わってしまうのではないかと思いますけれども、そのやり方は逆かと思っております。どうでしょうか。例えば町内

会は、どんなふうに関わっていくものなのか、関わらなくて全然いいものなのか、わざわざ条例をつくるということは大事なことを、前とは違う形を今回やろうとするのだろうと私は思うので、その辺のところはどうなのですか。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 避難行動要支援者名簿につきまして、これを外部提供ということでもありますけれども、名簿については対象者の住所や氏名、連絡先などのほか、ゼンリンと連携した住宅地図、その対象になった事由、それから地図のほかにUTM座標という住んでいるところの所在を示した座標を示しております。これは、なぜその座標を載せているかということ、例えばスマホのグーグルマップ等にその座標を入力しますとその家までの経路が示されるというつくりにしてあります。いきなりその名簿を渡されて助けに協力できるのかということなのですから、理想としては行く行くは地域の方々はその名簿を事前に提供して知ってもらいたいというのはありますけれども、住民の皆様は責任感の強い方も多いので、名簿を渡されると絶対助けなければいけないのかというような意見も当然出てきますし、責任をあくまでも負うわけではなく、こういう人たちがいるということでは、災害時には協力してほしいということはあるのですけれども、一応名簿につきましてはただ連絡先と名前だけを並べているものではなくて、どうやっていかに素早く助けに行くことができるのかというふうなつくりにしてあります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ですから、条例をつくるのだから、ある程度具体的なものを準備ができていられるので、教えてくださいと言っているのですよ、私は。それで、この条例の大きな目的は、それこそ今私が言った避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護することを目的とする。名簿を作ることだけが目的ではなく、それを提供するのが目的ではなく、その目的を果たすためにどうするのだということがその前に大前提としてなければ、幾ら条例をつくったからといって意味がないという言葉は強過ぎるのだけれども、本来の目的はそこではないのだろうと思うのですけれども、もう少し具体的にお話しただけませんか。

○委員長 辻 勲君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 まず、個人情報保護法が改正されたというか、なりましたので、避難行動要支援者名簿を提供できるということについてはこれまで審査会でオーケーを出したものがその条項がなくなりましたので、これを個別に抜き出して情報を提供できると。それは、平常時にも提供する場合において消防組織ですとか、そういった形で平常時からそういう準備をしておくということでもあります。小黒さんが想定されるのは、恐らく3.11の被害に近いというか、これまでの教訓という形での災害がありますので、それをどう考えているかということであると思いますけれども、それについては別な形というか、

防災計画というのですか、そういうところで議論をされていまして、名簿の中に560名おられますけれども、それがどの地区でどういう形で起きたかというのもそれぞれ違うでしょうし、そのときに規模ですとか、場所ですとか、それから直下型であればトリアージというのですか、どの程度までの人が助けられるのか、本当に助ける人がいるのかどうかというようなことも想定されます。それで、UTM座標というのもありましたけれども、防災対策の係で毎回その名簿が出てきた場合、どこに誰が住んでいるのかを座標に落として、それを逐一すぐ見られるような形にしております。そういったものを消防にも提供することによって、通常時からこういうところにこういう人がいるのだよという情報提供をしているということで、今回の条例に関してはそういう提供をまずこれまで同様に提供できるように条例で整備をするというところで改正をしたということでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、いざ何かあったとき560人でしたか、の要支援の方々です。かなりこの560人の方々は大変な症状の方だと思うのです。今対象者になる方々の今まであった条件というのを持っているのですけれども、そう簡単な方々ではないと。だからこそ要支援者なのだと思うのですけれども、今の名簿を持たれている方々の体制でこの方々を完全に安心な場所に避難させることができるということを確認してもいいですか。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 災害が起こった場合については、その規模にもよりますが、当然誰かは助けられないということではなくて皆さんを助ける体制を取ります。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。議案第7号 令和5年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

102ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、106ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 115ページの財産管理に要する経費の用地確定測量等業務委託料について伺いたいのですけれども、市有地売却と伺ったのですが、もう少し具体的な内容について伺います。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 用地確定測量等業務委託料についてなのですが、市有財産のうち公共施設等の利用予定がない未利用地につきましては住宅用地等として売却処分にこれまでも取り組んできたことによりまして、売却可能な財産がだんだん少なくなっているという現状がございます。今後においても未利用地のさらなる対象物件の検討、選定を進めるとともに、毎年広報すながわで売却可能な土地として紹介をしている東洋ファイバー跡地であります東1条南18丁目の土地であったり、学校跡地などの一定の面積を有する一団の土地、大規模未利用地についても今後とも対象物件となり得るかも含めて協議、検討をしていかなければならないと考えているところでありまして、そのような市有地の購入意向を示される方、あるいは相談があった際に迅速な対応を図るために例年市有地の売却に伴う分筆、それから用地確定測量、面積の確定のための委託料について予算計上を毎年しているところであります。価格につきましても固定資産税の評価額及び近隣の売却例から算定をしますので、実際の売却に当たっては改めて不動産鑑定評価も必要になるということから、それぞれこの3つの委託料について予算計上しているということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 ファイバーの土地は、かなり広大な土地なのでしょうけれども、今回の部分であそこを確定測量して、買手が決まったわけでないけれども、買いやすくなるような形の分筆、あるいは確定測量を目指していくということで、売却が決まったというわけではないということで理解していいのか、最後に確認します。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 現時点において具体的な場所を特定しての委託料の予算計上になっているものではございません。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 私は、まず119ページ、8目交通安全推進費における運転免許証自主返納サポート事業に要する経費の関係で確認も含めながらお伺いしたいと思います。

この中で予約型乗合タクシー利用補助金ということなのですが、免許返納ですから、免許証を持っている方というのは個人的な部分で持っている、持参して、今回いろいろな諸事情から免許返納しますよと、免許返納したときにこの予約型乗合タクシーの利用も含めて活用してくださいということでは分かっております。ただ、こういったふうに使われる方たちというのは、高齢の方たちを含めて多くなっているのですけれども、その

中で聞き及んでいるところでは基本的に個人が免許証返納ですから、利用券の中には個人名も含めて氏名が記載されているとお聞きしているのですけれども、その辺そういう形にまずなっているのかどうか確認で聞かせてください。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 予約型乗合タクシーの利用券というところですが、予約型乗合タクシーの利用に当たっては利用者登録をしていただくということになりますので、まだ乗合タクシーの利用登録をされていない方が免許返納されてこの券を欲しいという要望された場合、まず登録を同時にしていただいてということですので、お名前は入ってくるという形になります。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 予約型乗合タクシーは、基本的には登録をして利用できるということは、承知をさせていただいています。基本的には登録をして使うわけですが、その中で免許返納は個人という形ですが、例えば世代によってはご主人だとか、奥さんだとか、子供さん、それぞれ免許証を持って車を持っているという方たちもいるかもしれないけれども、高齢の方たち、特に免許を返納される方たちは1世帯でご主人か奥様が免許証を持っているわけですが、ただ、今このように1人で免許証返納しました、でも買物だとかいろいろなことで乗合タクシーを使おうとするときは1人ではなくて、例えば夫婦だったり、場合によっては登録していれば家族が一緒になったりといった部分があるので、そういったときには免許返納における利用券、要するに名前入りでなっていくと、その人しか利用できないことになるのか、場合によってはその世帯の中で例えばご夫婦でお出かけするとき、これも含めて、もしくは免許返納した方以外の世帯の一緒の方が利用するときもそれを使えるのかどうかといったところに疑問を感じているのですけれども、この辺新年度においてはどういう形になっていくのか聞かせていただきたいと思えます。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 実際登録された方は乗車せず、例えばご主人が免許返納してこの無料券の交付を受けて、そのご家族の例えば奥様をご利用になるという部分については可能と考えております。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 分かりました。予約型乗合タクシーに登録しているご家族の方がいらっしゃれば、それも使うことは可能なのだということで分かりました。ただ、こういったことが結構しっかりと周知されていない部分が散見される、いろいろ利用している方とお話をしているときにこれはこれしか使えないのですよねという、そういった部分の考えがあるのであれば、新年度に向けてしっかりとした周知もしながらやっていくべきではないのかと思うのですけれども、こういった考え方についてはどう考えているのか聞かせていた

だきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 今沢田委員おっしゃったとおり、その点がなかなか分からないよというお声があるとすれば、こちらは返納の申請をいただいて無料券をお渡しする際に心がけてお話をさせていただくということで対応してまいりたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 分かりました。このような形があるということを含めながら、多くの人が方に知っていただくことによって、例えば特に免許証の自主返納となると高齢の方たちが結構多くなってきておりますから、というのは皆さん御存じのように最近のいろいろな報道が悲しい事故を含めてありますので、これによって今一層返納をどうしようかと戸惑いを持っている方たちにはこういった利用ができるよといったことをいま一度しっかりやっていただきたいということで、このことについては終わります。

続いてなのですけれども、10目市民生活推進費の123ページ、この中にはそれぞれ北地区コミュニティセンターの管理に要する経費、南地区コミュニティセンターの管理に要する経費、東地区コミュニティセンターの管理に要する経費とコミュニティセンターの管理に要する経費が計上されておりますけれども、私は地先に南地区コミュニティセンターがありますので、南地区コミュニティセンターの詳細についてお話を聞くわけではないのですが、これを通して、この中には管理委託料ということで計上もされております。ただ、恐らくそれぞれのコミュニティセンターで例えば令和4年度においてご苦労されているのは、燃料費が高騰しているということと電気料金が毎月のように高騰していったという部分で結構維持管理に苦労されているようにお聞きしております。そういった中で新年度においても管理委託料といった部分が今回計上もされていますし、管理委託料の中にはこのように急激に燃料費だとか電気料金の高騰によっての影響といったことが含まれていくのか、通常だとたしか3年間の平均を取って経費負担を考えたりとかいろいろあるかと思うのですけれども、そういった新年度に向けての考え方は検討されているのかどうかを含めてまず聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 各コミュニティセンターの委託料の積算というところでありまして、燃料費、電気料、それから下水道料金、こちらは今委員おっしゃったとおり過去3年間の一番多い、一番高い実績を基本に算出して委託料の積算を行っているというところでございます。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 そうすると、それぞれコミュニティセンターの運営の仕方は若干違いますし、例えば一例でいいますと、北地区コミュニティセンターについては施設内の電気についてはLED照明に令和4年度で工事も含めてやられたということで、1年間ではない

けれども、それによって多少電気料金の部分が北地区と南地区のコミュニティセンターでは差異があるかと思っています。今のお話を聞くと、3年間の中で一番高いところであるのですけれども、そうすると新年度の予算計上の中には3年間で最も高騰している分、例えば特に令和4年というのは皆さんご承知のように電気代も燃料も含めてかなり高騰している分、急激な高騰があったわけですから、そういったものも反映されていると受け止めていいのかどうか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 過去3年ということなので、昨年度の実績というところが一番最新のものになろうかと思っています。急激な高騰に全て対応しているかということ、古いデータを使用している積算ということなので、対応し切れていない部分もあるのかもしれないと考えるところです。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 新年度に向けてですので、いろいろな部分でそれぞれのコミュニティセンターは運営委員会があって苦労しながら、苦労というのは運営委員会がしっかりやるためにいろいろ努力をされてきているという部分をご承知だとは思いますが、運営に当たってはどうしても収入と支出という部分の兼ね合いが出てきていますから、新年度に向けても例えば令和4年のこのような状況を含めながら何かしらの形というのは私はあっていいかと思っていますのですから、そういった部分の再度同じような質疑になるかもしれませんが、考え方としてあれば聞かせていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 この燃料費、電気代の高騰とかがどの程度続いていくのか、相当厳しい状況であるというところ、また収入に関してもコロナ禍などで利用料金もなかなか伸びない部分もあるかとは考えております。新年度予算に関しては、現状のとおり予算計上で計画させていただいて進めてまいりますけれども、特段の事情がこの先あるとすればまた運営委員会等からご相談いただいた中で検討するところは出てくるのかと考えております。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 ある部分では、そういったところをしっかりとやっていただきたいというのは希望するところであります。一言お話をすると、それぞれコミュニティセンターの指定管理者が3年間のうちの令和5年度は最終の3年目になってきますので、指定管理者の受託をするかどうかというときも結構それぞれの、私のところの運営委員会なんかだとけんけんがくがくというか、いろいろな意見が飛び交いながら今後どうするという部分までいきます。そういった部分を我々は持っていますけれども、ほかのところも指定管理者として受けるに当たっては責任をどうやってやるのかという部分では真剣な議論がされると私は思いますので、そういったことも念頭に入れながらしっかりと令和5年度はやつ

ていただきたいということをお話をして、これについては終わります。

最後に、同じページですけれども、予約型乗合タクシーの運行に要する経費ということで予約型乗合タクシー運行事業補助金が計上されております。基本的には、砂川は予約型乗合タクシーとして多くの皆さんが登録いただいて利用されていると私は受け止めておりますので、一つの方法としてはいい方向でやられているのかと思うのですが、ただ基本的には市内にあるタクシー会社に運行委託をしているわけですけれども、利用している方たちというのは基本的に高齢者が多いということと高齢の中でも足腰を不自由にしていただいている方たちもいらっしゃるということでワンボックスの乗合タクシー、あれが悪いというわけではないのだけれども、どうしても一つの声の中には乗り降りするのに段差があり過ぎてどうなのという声もあります。それと同時に、運転手さんによっては段差を乗り越えるためにきちんと1つ段を用意してくれて乗り降りできるという場合もあります。ただ、これは市でもしっかりと行っていただきたい部分があるのですけれども、委託していますが、運転手さんによってはそのところの行動というか、対応が少しばらつきがある、ですからそういったことって結構利用者の方たちはよく分かっているのです。今日の運転手さんはいい運転手さんだよねという部分と、今日の運転手さんはこうだねという部分といろいろあります。そういった部分の声もしっかりと、例えば令和4年やってきているわけですから、受け止めて、なおかつ令和5年の新年度でそういった声を少しでもなくすような努力が私は必要かと思うのですけれども、そういった声を受け止めているのかどうか聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 予約型乗合タクシーの運転手によっては対応がとかというところは、こちらにもお声としていただくケースがございます。その都度運行を受託している会社には連絡などをして対応の改善を求めているという状況はございます。ワンボックスカーということで乗り降りに高さがあって苦勞するということでは、そののところにステップというか、踏み台を出すとか、それも装着しているので、それをしっかり出すとか、そういう指導はしておりますが、あと体がちょっと不自由な方への介助というところは、これは実はなかなか難しいところがあります。例えば冬で下がすごく凍っていて滑りやすいときに手を貸したときに2人とも転倒したという事例も過去に聞いたこともございますし、荷物を持った中、乗るときに介助の仕方が悪くて例えば買物をしたものを壊してしまうとか破損させるというようなことも起こり得るので、基本的にはステップを出したら利用者の方はご本人の力で乗れる方ということで利用はしていただいて、体がなかなか自由が利かないというところでは普通のタクシーをご利用いただくとか、積極的に介助的な動作で乗車を補助するというのはなかなか難しいところもあるということで運行事業者からは聞いているところでありますが、それにしてもお客様から寄せられる声についてはその都度しっかりと運行会社に連絡をして対応の改善が必要なものはしっかり対応させる

ということはやっていきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 最後として、今答弁いただきました。やれることもいろいろ声も聞きながらやられているよと、ただこういった部分については少し難しいねということでありませうけれども、確かに難しいとは思うのです。ただ、乗合タクシーを利用される方たち、先ほど私は免許返納の話もしました。基本的に利用しなければいけない、要するに利用せざるを得ない、砂川市としていい形としてやってきているわけですから、これはより一層登録者も増やして、なおかつここを利用してよかったよねといったことをぜひしっかりやっていただきたいのです。というのは、高齢の方たちは足腰を含めて弱い部分があります。ただ、それを介助したことによってけがしたらどうかと、そのとおりにかもしれません。ただ、そういった部分は足りなければ市として何がしかの対応もしっかりと考えていかなければいけないのかと思います。それが令和5年度においても利用したい人方、さらに登録しましょう、利用していきましょうということに私はつながっていくと思っておりますので、そういった部分ではしっかりとやっていただきたいと思っています。今日は新年度の予算の質疑なので、これ以上言うと一般質問になってしまうので、私はやめますけれども、令和5年度この乗合タクシーを利用される方の登録者が増えることと、それと利用してよかったねという皆さんの感想が出ることをお願い申し上げて、質疑はこれで終わります。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、128ページ、第2項徴税費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、130ページ、第3項戸籍住民基本台帳費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、132ページ、第4項選挙費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、138ページ、第5項統計調査費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第6項監査委員費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、142ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、154ページ、第2項児童福祉費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、168ページ、第3項生活保護費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、170ページ、第4項災害救助費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、172ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、182ページ、第2項清掃費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、186ページ、第5款労働費、第1項労働諸費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、188ページ、第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、194ページ、第2項林業費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、198ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 201ページなのですけれども、地域おこし協力隊に要する経費2,555万円についてお伺いします。

6人となっているのですけれども、この6人の内訳と言ったら変ですね、内訳でいいですか、そこをお伺いします。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 地域おこし協力隊に要する経費の6人の内訳についてでございます。一昨年、任期が丸2年になっている協力隊が1人現在いらっしゃいます。また、昨年の5月1日から採用となった方1人、今年3月1日に1人採用させていただいております。そして、先般2月末に面接を行いまして、4月1日から1人採用になる予定でございますので、現在4月1日から4名の体制で運用できると考えておりまして、来年度につきましては2名募集をかけていきたい、そのように考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この6名の方々の仕事の内容はどういうものなのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 現在3名の協力隊がいらっしゃいます。3名の協力隊の業務として、1名は地域ブランドプロジェクトとして活動していただいておりますし、もう2名については商店街魅力発信プロジェクトということで活動していただいております。4月1日から採用予定となっている方については、地域ブランドのプロジェクトとして採用させていただいております。来年度募集をする2名につきましては、1名が地域ブランド、もう1名が商店街の魅力を発信するプロジェクトということで1名ずつ募集することとしておりまして、地域ブランドについては3名、商店街については3名ということ

で6名としているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ほかと重なってしまうのですけれども、来年度の当初予算で地域ブランドの経費はないのです。予算がないのに地域おこし協力隊員を3名も雇ってどうするのですか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 12月議会の一般質問におきまして、一般社団法人オアリパに対する今後の支援方法につきましては一社の取組が、一般社団法人オアリパの取組が市のまちづくりの方針に沿う事業であれば都度支援していきたいと、また地域おこし協力隊がこれまで地域ブランド構築事業、そして一社の社員として関わっており、引き続き協力隊がオアリパという地域ブランドを定着させる取組を進めてほしいと考えているとご答弁させていただいております。引き続き協力隊が一社の取組に関わることで地域ブランドを定着させてほしいと考えているところです。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 一般社団法人は、民間の会社です。そこに向かって市で国から補助をもらって地域おこし協力隊を呼ぶ、その人が民間企業の社員になって、この仕組みは構わないものなのですか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 現在1名の方につきましては、地域おこし協力隊をしながら一般社団法人の理事として兼業しております。今後2名の方につきましては、社員になるかどうかというのは個人の判断だと思いますけれども、これまで行ってきました地域ブランドを推進する、定着させる取組については一般社団法人の活動とかぶる、重なるところがありますけれども、地域おこし協力隊として活動することが可能であると、そのように考えているところです。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、例えばどこか私が会社経営しているとして、うちの社員のために地域おこし協力隊を1人派遣してくださいと言ったら、それも可能ということですか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 その法人の取組の内容によると思っています。これまで一般社団法人オアリパは平成29年、そして令和元年からの取組、市の地域ブランド構築事業によって生まれた法人であり、また活動内容につきましては今後稼ぐ力でまちづくりを推進していく力になりたいのだということで活動をしていきたいということで伺っておりますので、単なる一民間企業の取組に対して地域おこし協力隊を採用するということではないかと考えているところです。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 課長の考えは、それでいいです。ただ、今回地域ブランドに関しての予算は何もなしです。ですから、独立した会社ですよ、オアリパというのが。その会社に向かって公な地域おこし協力隊員を社員で派遣するのか、その人が勝手にそこに行っているのか、ただ先ほどは地域ブランドの担当の人が3人いるというのでしょうか、地域おこしで。分からないのです。これで予算でもあって市の事業の一部としてとかというのなら、分かるのです。観光協会なら観光協会に地域おこしが行っているとか、それはすごく理解しやすいのだけれども、わざわざ会社を立ち上げた、独立したそのとこにそのまま地域おこしを、国の補助です、全部これ。もしそれができるのなら、いろいろな企業の方々に頼むわ、うちも人手不足だから、3年間ただで雇えるから地域おこしを頼んでくれないかと言われたときに、オアリパは別です、あなたのところはできませんということをごこの線で、例えば僕が聞かれたときにうんとなってしまいますけれども、はっきりした答えは答えられないということで地域おこしを活用してもいいのですか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 あくまでも一般社団法人は一つの民間企業、民間法人であるということは、私もそのように考えておりますし、ただ取組につきましては先ほどご答弁させていただいた例えばまちづくりを推進していく取組を民間の立場で行っていきたくてとかという方針、活動内容を聞いておりますので、その取組に対して地域おこし協力隊が支援をしていくということを考えているところでありまして、そこは一民間企業が人手不足なので、地域おこし協力隊を採用してほしいということとはまた別の問題であると、そのように考えているところです。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 副市長、整理してもらえませんか。今のいいのですか、地域おこし協力隊の活用ということ。

○委員長 辻 勲君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 地域ブランド構築事業ということで、そもそも市が取組を開始したものでございます。当初からそういった担い手になる組織が立ち上がってほしいというようなことも考えておりましたので、そういった具体的な若い人たちがオアリパという組織をつくってまちづくりに取り組んでいこうという組織であります。一般の民間企業とは全く異なっていると私たちは思っております。そういった組織に、まちづくりを担うグループに市が支援をしていくといったことで先般12月の定例会でも独立した組織に対しても地域おこし協力隊がサポートすると、そういったご答弁をしたところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 部長が言うのはいいです、個人的に言うのは。だけれども、砂川市役所の部長として、公的なお金をつぎ込むときに民間企業と私は違うと思うと言ったって、実際一般社団法人だから民間企業ではないですか。しっかりとそこで利益も確定できるし、

給料も払えるのです、この一般社団法人というのは。今までここに予算でもついていればまだしもなのです。一切ゼロです、今回地域ブランドに関して。ですから、完全に砂川市とは分かれて個人的に市の職員が別にそこに手伝いに行ったりなんかするのは全然構わないし、そうしたほうが良いとは思いますが、地域おこし協力隊はあくまでも国の制度にのっとって市が公的なお金を国からもらってやる事業です。そこは、はじめをきちんとつけないと、私はただオアリパがあるから、そこに地域おこし3人もやってもいいという形にはなっていないのではないかと思います。それはいいということではないのです、副市長も。市の全体の事業だから、部長も課長と同じ考えだから、あとはこちらに聞くしかないのだけれども、それでいいと言うのなら座ります、僕は。

○委員長 辻 勲君 それでは、小黒弘委員への答弁は休憩後に行います。午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時58分

○委員長 辻 勲君 委員会を再開いたします。

小黒委員の質疑に対する答弁を続けたいと思います。

副市長。

○副市長 湯浅克己君 私から、地域おこし協力隊員と民間企業というお話がありました。こちらについては、現状の隊員につきましては兼業の許可を受けながら今オアリパの理事を務めているという関係があります。ですので、例えば民間企業に行く場合につきましても、特に地域おこし協力隊は一般的には3年の任期の中でできれば地元に残っていただきたいということで、兼業を希望する場合にはこのような形の中で本来の業務に影響のない範囲の中であれば兼業を認めているという形になっています。今回2名の新規に採用する協力隊員につきましても、これはあくまでも本人の意思ですので、本人の意思でそれらの部分に関わりたいというのであれば、兼業の許可を出していただいて、内容によっては考えていくという形になっておりますので、一般的なほかの民間企業についても例えば協力隊員が将来の自分の先を考えながら時間の許す中で兼業をしたいということであれば、それは認めることも実際にはあろうと思いますけれども、基本的には今回の部分についてはあくまでも個人の判断という形になっておりますので、今後につきましてもそのような運用を図っていきたいと考えているところでございます。この部分については、私からの答弁とさせていただきます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今の答弁を聞いてもよく分からないのは分からないのですけれども、最初の話が地域ブランドの担当だということだったので、そうだとすると本来業務がある中で自分の兼業として好きなときに行くとかという感覚ではなくて、地域ブランドの事業に対して張りついていくと思えるわけです。でも、そうではないということですか、そこだ

け確認させてください。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 私から先ほどご答弁させていただいた中で地域おこし協力隊を一般社団法人オアリパに派遣すると答弁はしておりませんが、派遣と解釈されたということであれば再度ご説明させていただきます。

協力隊の6人の活動につきましては、大きなくくりでは中心市街地の活性化を図るため商店街、観光情報の発信、中心市街地の集客及び商店街の回遊を促し、まちなかでのにぎわいを創出するという大きな目的としています。そのうち地域ブランドの推進、定着、そして商店街の魅力を発信する取組の2つの分野でのミッションとさせていただいております。地域ブランドに関わる地域おこし協力隊につきましては、協力隊としての業務はあくまでも地域ブランドの推進、定着を行っていくということであり、現在1人は本人の判断によって兼業、そして一社の社員となっているところでありますけれども、地域ブランドの推進、定着に当たっては地域おこし協力隊に要する経費にて人的な支援として対応していきたいと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本来そのところでこんなに議論をしようと思っていなかったところなのです。副市長がおっしゃったように、そもそも地域おこし協力隊員は人手不足の解消のためにあるべきではなくて、この砂川市に定住してもらうための私は制度だと思っているのです。そういう意味からいうと、一番最初にオアリパにみたいな話になっていたわけで、そうだとすると今後その任期が終わった後、そこで例えば就職なり収入の道が出来上がるのかという心配をするわけです。今まで例えば農業関係だとすごく目的がはっきりしているから、地域おこしで来ても訓練して、そして地域に入って就農するとかという目的がきちんと分かります。でも、これまで例えばSUBACOに来た地域おこしの人たち、また商工振興のために来た人たちはほとんど砂川に残れないままみんな帰っていったのです。また今度6人も採用しようとして同じようなことが起きたら、その人たちがかわいそうだなと、砂川に魅力を感じてせっかく来てくれたのに最終的には3年間は何とかなるけれども、その後は仕事になかなか結びつかないでこのまちを出ていってしまうということの繰り返しが多かったと思っているものですから、今度はそういうことはないのだろうと思いがらの質問なのです。ただ、今のオアリパでいったら、あまりそこで収入なんて今のところはないとも思うし、それで地元に残ってくれるようになってくれるのだろうかというのは心配だと思っています。ただ、地域おこしのことに関しては、今副市長がお答えになった趣旨だとすれば、分かりました。

次に、203ページの観光協会の補助金なのですが、令和4年が1,000万を超えて補助金があったのですが、今回は480万ということで半分になっているのですが、この辺はなぜなのでしょう。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 今ほど観光協会の補助金の内容についてご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

観光協会補助金の内容についてでございますが、まず事業費補助金につきましては市内で開催されていますイベントに対しまして事業費の一部を補助するものでありまして、まずは5月に実施予定の高度利用研究会が行いますオアシスパークワカサギ受精卵放流に係る補助が13万円、そして北海道子どもの国が主催します子どもの国フェスティバルに対し50万円、合計63万円の補助をしているところでございます。また、運営費補助でございますが、家賃として53万5,000円、消耗品費、光熱水費などの事務所運営費が67万2,000円、人件費が事務局員1名分に対する補助で239万円、あめたんマップや観光協会が主催事業を行う場合などに活用します広告宣伝費、自主事業費が64万7,000円で、合計424万4,000円となっております。減額分につきましては、事業費補助金のイベントの補助でございます。5月以降に行う分につきましては、まだ新型コロナもございます。開催の有無もありますので、そちらについては改めて審査をした中でまた予算計上を含めて考えていくということで、今現在はこちらの2本についての予算を計上させていただいているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 事業費補助については分かったのですが、運営費補助の関係は要するに1名分ということで、元理事だったから分かるわけですが、今年も課長が事務局長で行かれるということなのですか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 今現在の考え方といたしまして、事務局員1名分の人件費に対しまして補助を支給するというような形の予算計上としているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そんなに言えないものなのか分からないですけれども、つまりそういうことですね。私が言ったようなことになるのでしょうか。これはこのままで、それこそ駅前の事業が始まってくるわけでしょう、建物が建って行って。その準備です、今年は。そこで、事務局長も市の職員がやっているということになると、ずっといかなければならなくなってしまうかもしれません。それでいいのだということなのかどうかなのですが、しっかりとあそこが次の主立った活躍の観光協会の場所だとするならば、何かもう少し予算を取ってもいい人材を連れてくるとか、地元でいなかったらそれこそ全国公募でもして集めるだとか、私はそんなような11億円かける施設、それを運営していくという中でこの一番根っこのところが市の課長が事務局長で行っているのではまずいと思うのです。多分今年度はこの予算でいくのだらうと思うのですが、もう一回その確認を、事務

局員1人で観光協会をやっていこうとするのかどうか、先ほどの事業費補助みたいに新しい市長になったら政策予算でまた違うものが出るものなのか、ここはこの段階ではどう考えてやっていることなのか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 今ほどの質問でございますけれども、令和4年度から観光協会事務局長を市の商工労働観光課の職員が兼務をする形になっております。観光協会の事務につきましては、兼務ということでございますが、支障なくできるような形で両方に籍がございまして、しっかりとした形で進めている状況でございます。ただ、観光協会に職員が兼務しているという状況におきましては、まず市の観光と観光協会の連携、また同時期、令和4年4月から地域おこし協力隊につきましてもSUBACOの建物がなくなったことで同じ部屋の中で執務をしております。まず、そちらの組織がしっかりと連携を図って業務を進めておりますので、以前にも増してイベントを行う際にはしっかりとした連携、効果的、効率的な運営が行えていると思っております。ただ、こちらにつきましても連携を図るという部分では、まめに内部の連携は図られているけれども、外部のというようなお話もございましたけれども、内部の連携が図られることがしっかりとした利点かと考えております。この利点をより生かしまして、それぞれの組織がつながっている団体さん、そちらともしっかりとよりつながれるようにして民間の方のご協力もいただきながら、より充実した観光推進が図れるように進められるように考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 市の職員が観光協会の事務局長というお話でございました。今回は、来年の秋に供用開始する駅前の広場に商工会議所と共に入居するというような大事な時期でございます。また、前局長が退任されるというタイミングでなかなか最善な方法と申しますか、適任者を見つけるといった中で今回は市の職員が事務局長を兼務して配置するというようなことが最も効果的だと判断しております。事務局長の人材というのは、適任者がいらっしゃる、またそうではない等、そのときそのときの状況でございますので、将来的にということとはなかなか申し上げづらいところがございますけれども、そのときそのときに最善を尽くしてと申しますか、適任者を見つけて事務局長としてお務めしていただきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、204ページ、第8款土木費、第1項土木管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項道路橋梁費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、210ページ、第3項河川費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、212ページ、第4項都市計画費について質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 213ページの公園の維持管理に要する経費の公園維持管理謝礼のところなのですが、これは街区公園の町内会等の管理ということだと思っておりますけれども、今のところどのくらいの公園を町内会等が維持管理の委託を受けているのかをまず伺います。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 現在市内各街区公園につきましては、11か所の公園の管理を町内会にお願いしてやっております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 実は、うちの町内も晴見公園をやっているのですが、多分よそも同じだと思っておりますが、意外と草刈りが大変なのです。町内会も非常に高齢化していて年に3回、多いときで4回ぐらい草刈りをするのですが、もちろん市から刈り払い機だとか自走式のを貸してくれてやっておりますが、これを町内会なら町内会、自治会なら自治会が外部にそのお金を委託していいものかどうかというのはどうなのでしょう。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 一応これにつきましては謝礼という形をお願いしているところもございます。ただ、外部にというのと、謝礼の金額で収まるかどうかというのは多分町内会さんの判断になるのかとは思っています。例えばその一部、全てをとるよりも一部お手伝いしていただく分にはこの予算内でやっただけなのであれば問題ないのかは考えております。というのは、高齢化しているということもあり、市も先ほど草刈りの関係でいろいろ機械等をお願いしております。ただ、町内会によっては、やめるといって出てくるかもしれません。ですから、その辺も踏まえると、全てを丸投げすることには多分ならないと思っておりますけれども、ただ一部お手伝い、1人、2人お手伝いいただく分には、謝礼の中でやっただけ分には問題ないと私どもは考えています。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本当ですね。どこかが問合せをしたら、駄目と言われたという話があるのです。それができないのだったら、市がやるということなのだろうとは思っておりますけれども、それならそれでもうお返ししてしまってもいいかとか思っているほど実は大変な作業になってしまっているかと思っております。うちは、そんなに多くないですが、広いところだったら結構謝礼金はあると思うので、その範囲内だったら外部に一部委託をしてもいいという、これは確認なのだと思いますけれども、確認していいですか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 先ほど言いましたように、基本的には町内会への謝礼という形で私どもは支払っております。その運用の中で今のようなことがあるのであれば、私どもとしてはそれについては関与していかない方向では考えていきたいと思っています。

〔何事か呼ぶ者あり〕

今のような一部委託については、町内会の中で考えていただくという形でよろしいと思っております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、216ページ、第5項住宅費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、222ページ、第9款消防費、第1項消防費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、224ページ、第10款教育費、第1項教育総務費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、228ページ、第2項小学校費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、236ページ、第3項中学校費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 237ページのスクールバスの運行管理に要する経費について伺いたいのですが、スクールバスを今後運用していくということで委託費を支払うのですが、運用する中でいろいろな改善点等恐らく出てくると思うのですが、そういった改善点のフィードバックをするのに例えば運行管理委員会をつくるとか、どのような形でそうした運行上の課題等を解決するものかを考えていくのかを具体的に伺いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 学校再編課長。

○学校再編課長 作田哲也君 スクールバスの運行管理の部分につきましては、今現在昨年11月から3月までの期間の間において実証運行調査ということで検証作業を進めている中でマニュアルづくりを行っているところでございます。利用の手引ですとか、緊急対策に対するマニュアル、そういった部分を策定した中で4月以降の本格稼働における運行業者さんと打合せをしながら運行を進めていくということになっております。また、実際運行が始まった段階においてこの部分が例えば問題がある、改善したほうがいいというような事案が出てきた時点でその都度マニュアルなり利用の手引なりの改正というものを、同時に小中学校の統合準備委員会という委員会も設置してスクールバスの運行の部分についても協議をいただいているという部分がございますので、そちらの委員会にもお諮りをしながら、ご意見を賜って改正すべき点は改正していくような形で考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、例えば実際に運用していく中で改善点があったら、直接教育委員会に要望ということではなくて、1段階手前の段階で何か調整するような機関があって、それを踏まえて教育委員会で具体的な改善策を示していくのか、それとも例えば利用者か保護者の皆さんからこういうところを直してほしいのだという要望は教育委員会に直接行くのか、その辺の具体的な運用法はどうなるのかというのを確認します。

○委員長 辻 勲君 学校再編課長。

○学校再編課長 作田哲也君 実際には、スクールバスの運行に伴っては恐らく学校を通じてという部分が多いかと思います。学校を通じて、また直接教育委員会にという部分もあるかと思うので、そちらの要望なり出てきた段階で先ほど言った小中学校統合準備委員会にもお諮りをしながら、改正すべき点は改正していきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 あとは、今後の運用の中でまたいろいろ出てくると思うのですけれども、目的外使用と言ったら変ですが、学校のあくまでも通学用のバスの運行ということで今後考えていくと思うのですけれども、地域から恐らくいろいろな要望が出てくると思うのです。例えば運動会になったら、父兄も一緒に乗せてくれないかとか、さらに拡張して、あくまでも学校の運用の範囲内だとは思っているのですけれども、そういった形の拡張的な要望とか希望とか出てきた場合、その辺は今後どのように検討していくのかという、そういうことについて現段階で話せるものがあれば伺いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 学校再編課長。

○学校再編課長 作田哲也君 スクールバスの運行、運用につきましては、基本的には登下校、それから部活動という部分で、部活動につきましては土曜、祝日、それから夏休み、冬休み等の長期休業の部分においては、その部分については対応すると。それ以外の部分としましては、例えば砂川中学校の体育の授業なり行事等で陸上競技場を使うといった場面がございます。年に数回なのですけれども、クラス数にすれば数十回になるといった部分についても今のところはスクールバスでの対応をしようと考えておりますけれども、それ以外につきましては基本的には想定はしていないところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、242ページ、第4項社会教育費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、250ページ、第5項保健体育費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、258ページ、第6項給食センター費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、260ページ、第11款公債費、第1項公債費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、262ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第2項特別会計繰出金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、264ページ、第3項開発公社費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、266ページ、第13款職員費、第1項職員費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、268ページ、第14款予備費、第1項予備費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、9ページ、第2表、債務負担行為について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、10ページ、第3表、地方債について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。14ページから100ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、285ページ、議案第8号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、347ページ、議案第9号 令和5年度砂川市介護保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、411ページ、議案第10号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 令和5年度砂川市下水道事業会計予算の審査に入ります。

収入支出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 令和5年度砂川市病院事業会計予算の審査に入ります。

収入支出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 辻 勲君 以上で本委員会に付託されました各議案の審査を全て終了いたしました。

これで第2予算審査特別委員会を散会いたします。

散会 午後 1時26分

委 員 長